平成２６年（フ）第３２３号
岐阜市北一色９丁目１番22号　ラスマイ北一色Ａ号室
債務者　吉田　すゑ
1　決定年月日時　平成26年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　隆吉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月24日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１９号
北海道名寄市西10条北５丁目26番地11
債務者　高橋　昭男
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２６年（フ）第１５３号
群馬県館林市本町３丁目５番１号
債務者　小野写真館こと　小野　正彰
1　決定年月日時　平成26年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第１１２号
岐阜県多治見市滝呂町７丁目75番地
債務者　向坂　英志
1　決定年月日時　平成26年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第１１７号
岐阜県土岐市肥田浅野朝日町３丁目20番地　フォーブル朝日Ｂ―205号
債務者　金子　順子
1　決定年月日時　平成26年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第１０２号
静岡県富士市伝法945―１　伊藤ビル202号室、住民票上の住所静岡県富士市鵜無ヶ淵400番地の２
債務者　鈴木　和也
1　決定年月日時　平成26年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第１６８号
愛知県春日井市高蔵寺町４丁目15番地16　セシリア３Ｅ号、申立時の住所愛知県稲沢市井之口大宮町204番地
債務者　上野　宏子
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第２９０号
愛知県稲沢市祖父江町祖父江五反田82番地１
債務者　馬郡　龍一
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第２９５号
愛知県岩倉市中央町３丁目70番地　フラワーハイツ301
債務者　佐敷智恵子
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第３０２号
愛知県一宮市木曽川町玉ノ井字砂割22番地　ハイツイワタ104号
債務者　平川　宏実
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第１６８４号
福岡市南区高宮３丁目２番17―902号
債務者　本村　卓也
1　決定年月日時　平成26年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１６９８号
前住所福岡県久留米市本町218番地　第６上野ビル302号
債務者　古賀　正子（旧姓畠中）
1　決定年月日時　平成26年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１７２６号
福岡県福津市花見が丘１丁目９番27号
債務者　射場　光二
1　決定年月日時　平成26年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１７３１号
福岡市東区和白東２丁目26番37号、前住所福岡市東区高美台１丁目４番47―101号
債務者　木下　園枝
1　決定年月日時　平成26年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１７３３号
福岡市博多区堅粕２丁目13番１―1404号
債務者　鶴　　龍晴
1　決定年月日時　平成26年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１７４３号
福岡市中央区今泉１丁目16番12号、前住所兵庫県三田市学園８丁目１番地７
債務者　西坂　眞美
1　決定年月日時　平成26年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１７４８号
福岡市中央区大手門３丁目７番25号
債務者　森山　智之
1　決定年月日時　平成26年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部